

第 2 期印西市教育振興基本計画【令和 4 年度～ 7 年度】策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、「印西市教育大綱」、「印西市教育振興基本計画」に基づき、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術分野において、市の教育や学びを推進している。

また、国では、平成 18 年に新しい時代の教育理念を明示する教育基本法が改正され、この法律に基づき、平成 20 年に第 1 期教育振興基本計画が策定された。そして、平成 30 年には第 3 期教育振興基本計画が策定され、令和 12 年（2030 年）以降の社会の変化を見据えた教育施策のあり方を示した。

本計画は、現在の印西市教育振興基本計画が令和 3 年度をもって満了を迎えることから、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間に取り組むべき施策等（スポーツを除く）を示す、印西市の教育振興施策に関する基本的な計画として定めるものとする。

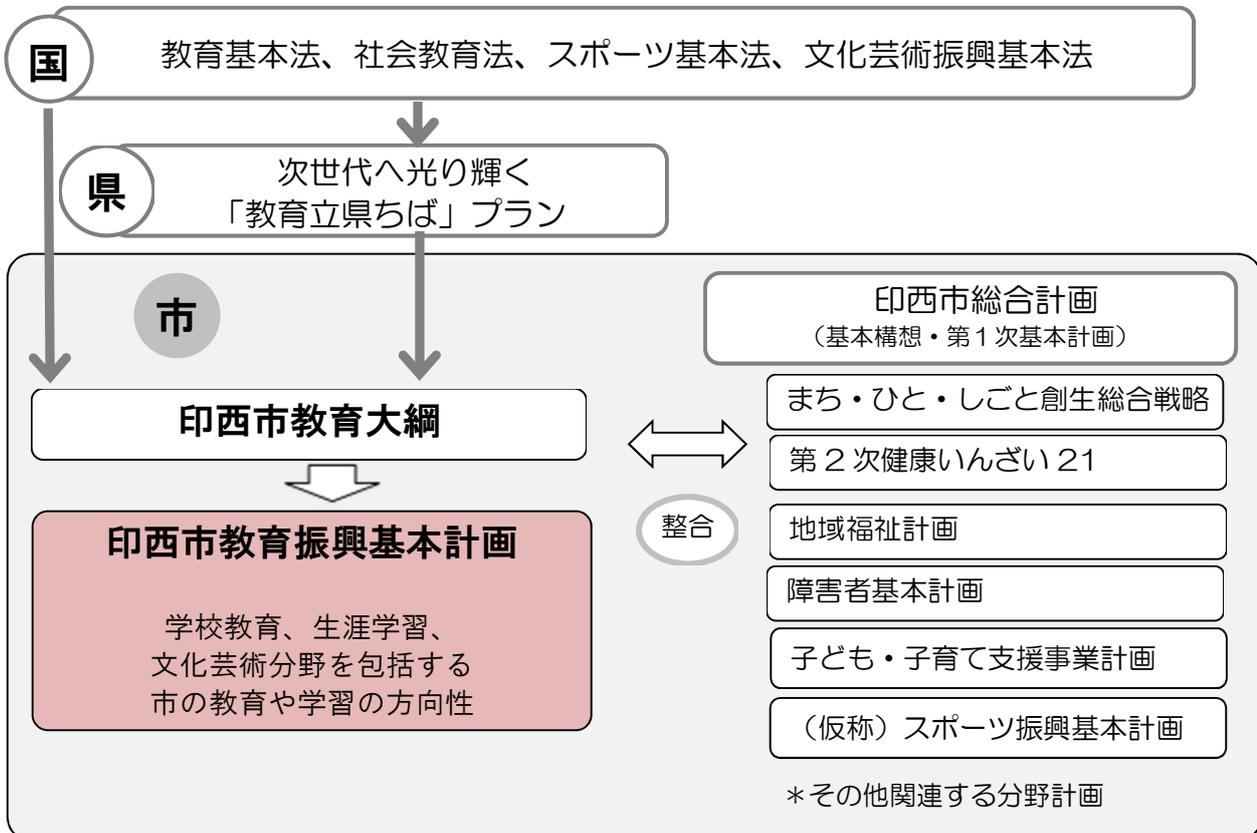
2 計画の位置づけ

教育振興基本計画の策定については、教育基本法第 17 条第 2 項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められている。

本計画は、国及び千葉県の教育振興基本計画の内容を参酌するとともに、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ、市長が策定した印西市教育大綱を尊重する。

また、本計画の策定及び推進にあたっては、本市総合計画をはじめ、各分野別計画との整合性を図る。

■ 関係図



3 計画策定の視点

- (1) 国、県の「教育振興計画」を参酌する。
- (2) 第1次基本計画（令和3年度～令和7年度）の基本的フレームを踏襲する。
- (3) 時代背景、子どもたちを取り巻く諸情勢・課題を把握し、反映させる。
- (4) 前計画による取り組みの成果と課題を踏まえて、改定する。
- (5) 市民満足度・重要度調査の結果や総合計画策定時の市民意見等、市民の意見を反映させる。
- (6) SDGs（持続可能な開発目標）や新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、策定する。

4 計画の期間

令和4年度から令和7年度までの4年間を計画の期間とする。

5 計画の対象

本計画は、本市の教育行政に係る基本的な計画であり、学校教育、生涯学習、文化芸術分野を包括するものとする。

6 策定体制

- (1) 庁内組織（庁内検討会・作業部会・事務局）
前計画における事業の成果・課題等を検証、関連する各種計画との整合を図り、令和2年度市民満足度・重要度調査の結果や総合計画策定時の市民意見等を勘案して草案を作成する。
- (2) 教育振興基本計画策定委員会
草案を精査し、学校教育、生涯学習、文化芸術の各見地から提言する。
- (3) 教育委員会
教育振興基本計画策定委員会の提言と市議会及びパブリックコメントの意見を踏まえ、本計画を決定する。

■ 体制のイメージ図

